限定承認公告

本籍東京都渋谷区代々木五丁目二〇番地、最後の住所東京都足立区鹿浜四丁目二八番九―三〇四号エンゼルハイム鹿浜

被相続人　亡　青野　文重

右被相続人は平成三十年一月二十七日死亡し、その相続人は平成三十年四月四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

東京都足立区鹿浜四丁目二八番九―三〇四号エンゼルハイム鹿浜

相続財産管理人　青野　悦子

限定承認公告

本籍岡山県倉敷市児島田の口一丁目二四三番地、最後の住所岡山県倉敷市児島田の口一―四―四八　被相続人　亡　河合　幸利

右被相続人は平成三十年二月十二日死亡し、その相続人は平成三十年四月九日岡山家庭裁判所児島出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

広島市東区牛田早稲田四―七―二二―六〇一

相続財産管理人　河合聡一郎

限定承認公告

本籍佐賀市木原三丁目六番、最後の住所福岡県小郡市大崎九五五番地一六

被相続人　亡　安部　達也

右被相続人は平成二十九年九月二十一日死亡し、その相続人は平成三十年四月十二日福岡家庭裁判所久留米支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

福岡県小郡市大崎九五五番地一六

相続財産管理人　安部　陽子

限定承認公告

本籍福岡県飯塚市高田九六四番地、最後の住所福岡県飯塚市下三緒三五番地三八〇分譲住宅六八号　被相続人　亡　青山　悌二

右被相続人は平成二十八年六月二十七日死亡し、その相続人は平成三十年四月十一日福岡家庭裁判所飯塚支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

福岡県飯塚市高田九四八番地三　限定承認者　青山　守克

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

平成三十年六月二十六日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において権利を行使すべき投資主を確定するため、平成三十年五月七日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その権利を行使すべき投資主といたします。

平成三十年四月二十日

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号

日本オープンエンド不動産投資法人

執行役員　水上　博史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年九月二十八日付官報の号外第二一〇号一一八頁に掲載されています。

平成三十年四月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

座間ロジスティック特定目的会社

取締役　中島　毅

任意清算公告

当社は、平成三十年二月二十八日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本広告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年四月二十日

長崎市丸山町七番一〇号

合資会社小林商店

代表社員　小林　修

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成三十年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告致します。

平成三十年四月二十日

福岡県飯塚市新飯塚二四番一六号

有限会社あんしん

取締役　松本　和久

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、平成三十年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十日

兵庫県姫路市飾磨区山崎五五四―一

広畑鋼板工業株式会社確定給付企業年金

清算人　廣田　幸彦

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成三十年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十日

東京都千代田区岩本町三丁目五番五号ユニゾ岩本町三丁目ビル五階

全国電子情報技術産業厚生年金基金

代表清算人　鈴木　芳久

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十九年十月十日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十日

大阪府富田林市錦織東三丁目一五番二号

ニッシン株式会社確定給付企業年金

清算人　弁護士　浜田　真樹

取消公告

平成三十年一月十七日（号外第九号）掲載の第三十六期決算公告（枠組）は取消します。

平成三十年四月二十日

茨城県水戸市南町二丁目四番三三号

香陵住販株式会社

代表取締役　薄井　宗明

取消公告

平成三十年四月二日（号外第七十四号）掲載の解散公告は取消します

平成三十年四月二十日

東京都港区芝一丁目五番一二号

株式会社ＳＨＲ函館

代表取締役　井上　理

お知らせ

第百九十三回国会会議録は、本日発行の参議院会議録索引をもって、次のとおり終了いたしました。

平成三十年四月二十日

独立行政法人国立印刷局

衆議院会議録

第一号から第三十五号まで

追録

索引

参議院会議録

第一号から第三十四号まで

追録

索引

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十日付第八九号六四（第一九三回）参会索引三

ページ●同日付政府調達第七四号二四ページ●同日付二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）